奈良県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一六八号

三　道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
吉野郡十津川村長殿二四四番地先から吉野郡十津川村長殿一七六番一地先まで	前	六・〇	一七七・五	
	後	七・五～一一・二	一三八・〇	仮設橋L＝四二・〇m

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成二十三年十二月二日